

令和6年度 工事検査実績

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施した工事検査実績をまとめた結果は以下のとおりです。

令和7年7月 仙台市財政局財政部検査課

1 工事検査実績

(1) 検査総件数及び工種別件数

検査総件数の種類別及び区分別件数について、実績をとりまとめた結果は図1-1及び図1-2のとおりです。

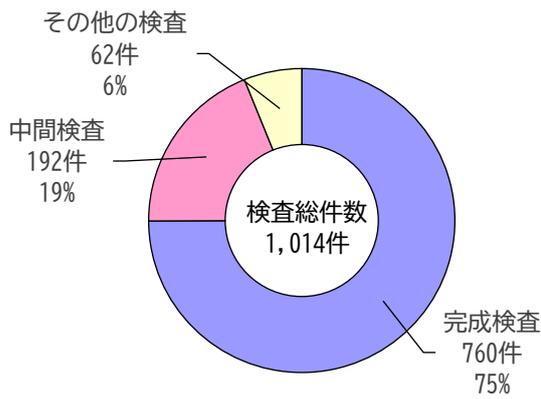


図1-1 検査総件数(種類別)

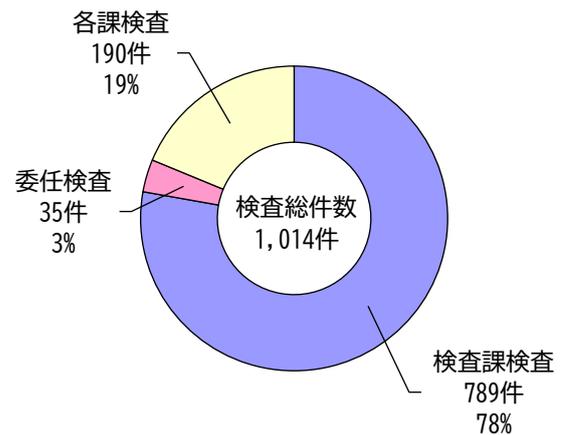


図1-2 検査総件数(区分別)

令和6年度の工事検査の総件数は1,014件(令和5年度は1,005件)でした。

このうち、完成検査は760件(約75%)、中間検査は192件(約19%)、その他の検査(一部完成検査、既済部分検査、精算検査)は62件(約6%)でした。

また、検査課検査は789件(約78%)、委任検査は35件(約3%)、各課検査は190件(約19%)でした。

<参考>

検査は、契約金額や内容等により、「検査課検査」、「委任検査」及び「各課検査」として実施しております。

- ・検査課検査とは、専門検査員(検査課長又は検査課長が検査を行う者として指名した検査課の職員)が行う検査。
- ・委任検査及び各課検査とは、指名検査員(工事担当課長又は工事担当課長が指名する当該課の職員)が行う検査。

工種別の完成検査件数及び完成検査契約金額をとりまとめた結果は図1-3及び図1-4のとおりです。

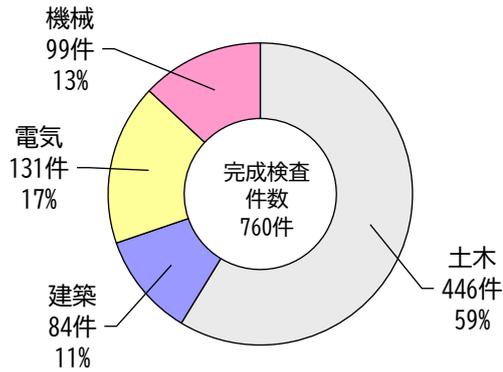


図1-3 工種別完成検査件数

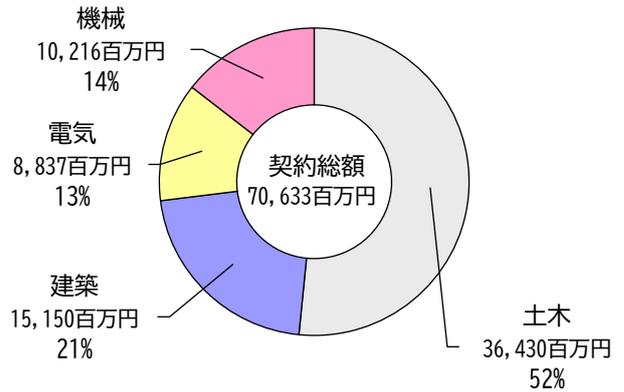


図1-4 工種別完成検査契約金額

完成検査件数の工種ごとの内訳は土木が760件(約59%)、建築が84件(約11%)、電気が131件(約17%)、機械が99件(約13%)でした。

完成検査金額の工種ごとの内訳は、土木が約36,430百万円(約52%)、建築が15,150百万円(約21%)、電気が8,837百万円(約13%)、機械が10,216百万円(約14%)でした。

(2) 工種別完成検査件数及び金額の推移

工種別の完成検査件数及び完成検査金額について、令和元年度から令和6年度までの推移をとりまとめた結果は図1-5及び図1-6のとおりです。

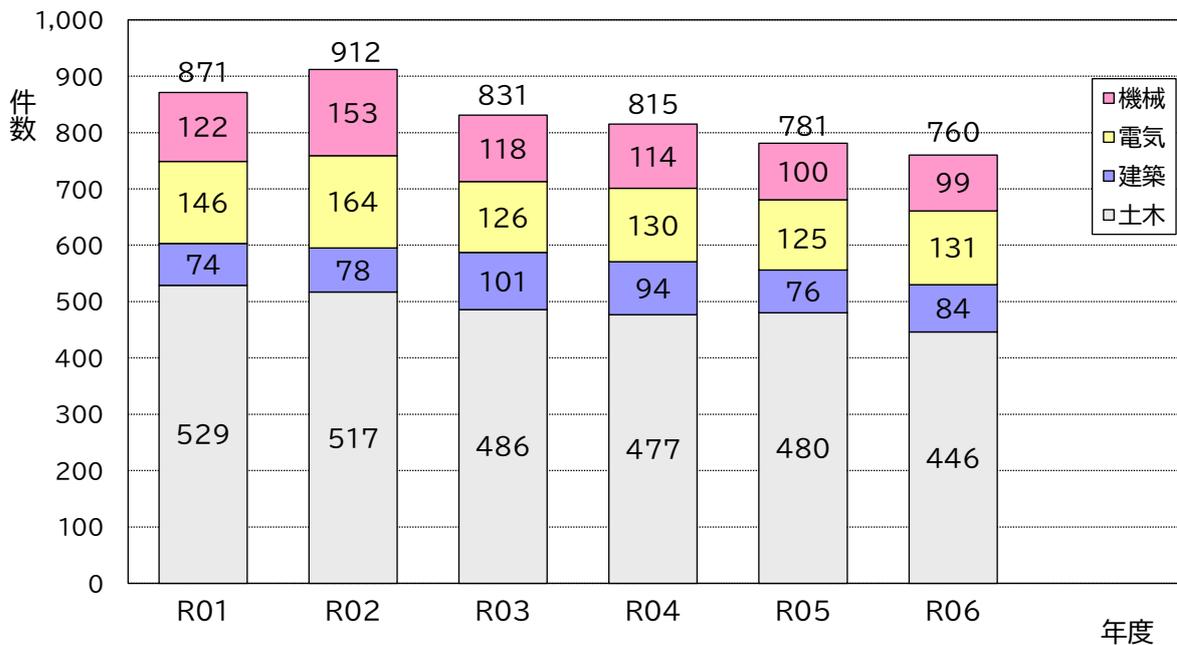


図1-5 工種別完成検査件数の推移

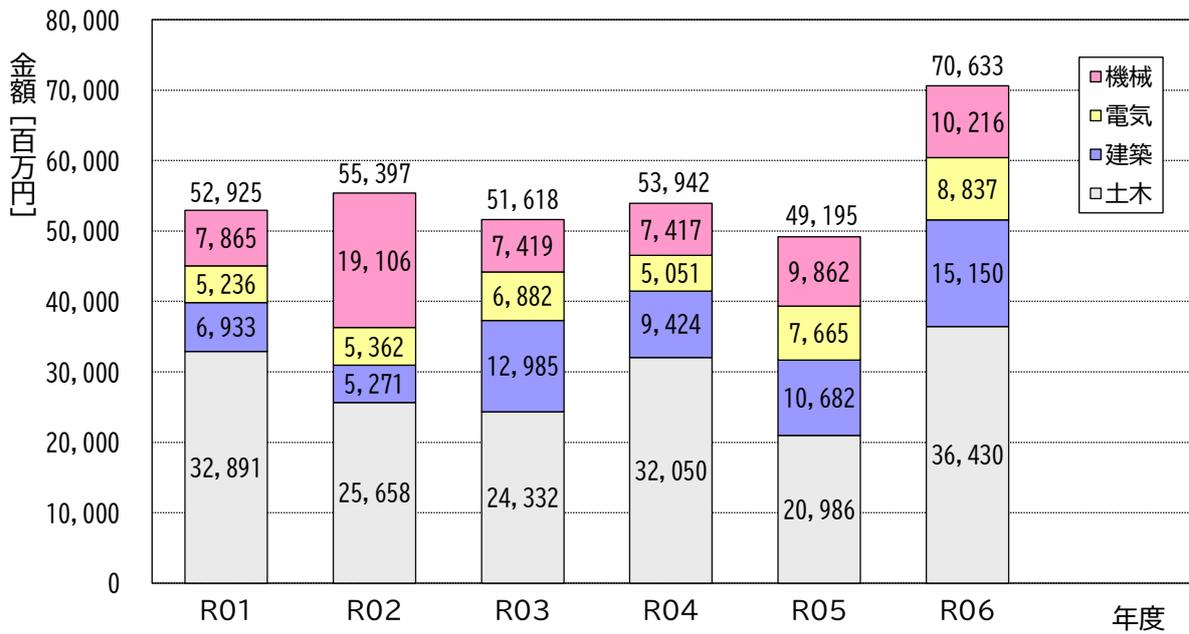


図1-6 工種別完成検査金額の推移

(3) 月別工事検査数

月ごとの検査件数をとりまとめた結果は図1-7のとおりです。例年同様、年度末の3月に352件で集中しており、検査総件数1,014件に対して約35%を占めています。

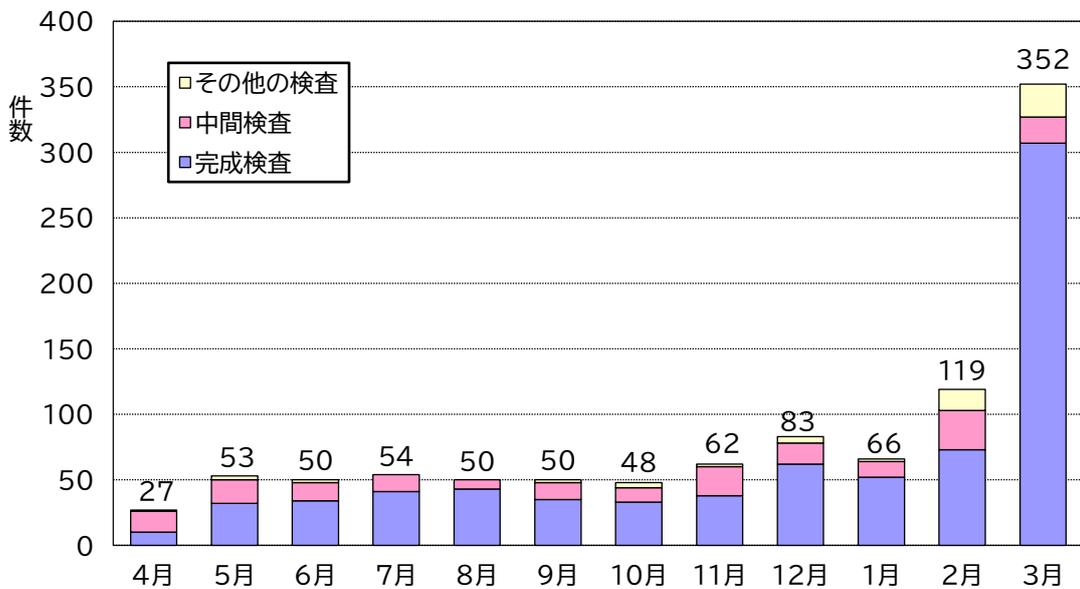


図1-7 月別検査件数

2 工事成績評定

(1) 評定点の分布

令和6年度完成検査の評定点の分布は図2-1のとおりです。

80点以上の「他の模範となる優秀な工事」の数は309件であり、完成検査総件数760件に対して約41%を占めています。

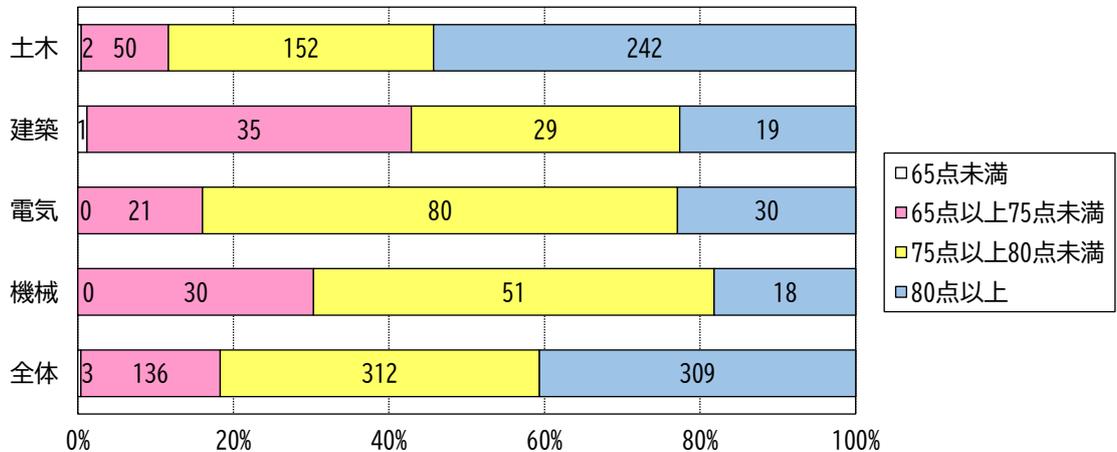


図2-1 評定点の分布(数字は件数)

(2) 評定点の推移

令和元年度から令和6年度までの工事成績評定の推移は図2-2のとおりです。

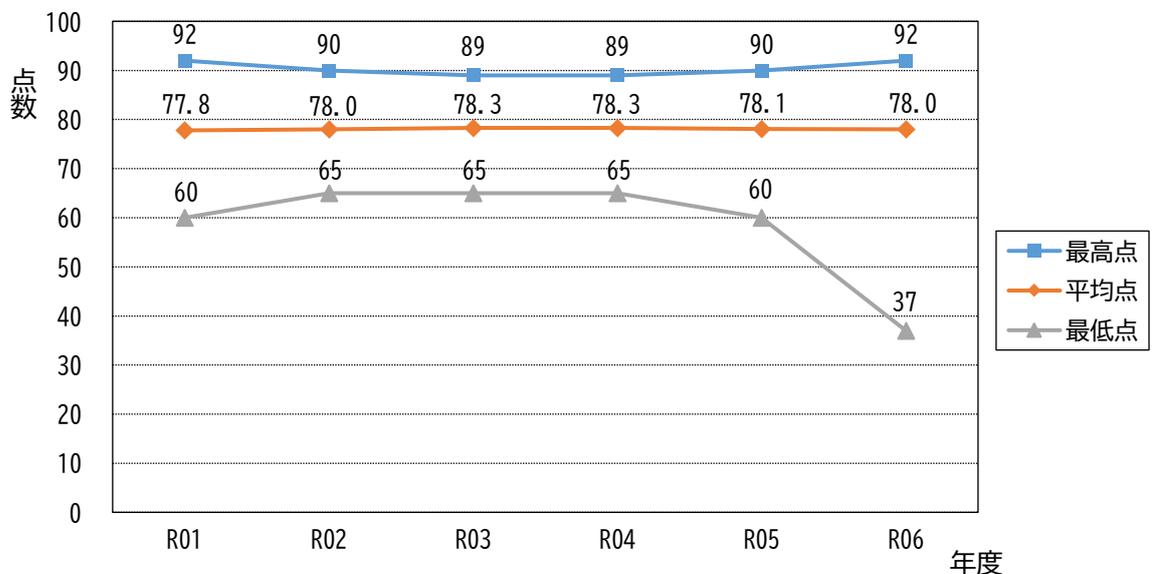


図2-2 評定点の推移

3 工事検査の振り返り

(1) 土木工事

【工事実施状況に関すること】

- 施工計画書は、契約時や設計変更時に限らず、設計変更通知や施工内容の見直し等も含め、現場で作業に着手する前に提出します。
- 施工条件変更時は、現場状況に即した計画変更を行い、常に施工と計画の整合性を保ちます。
- 具体的な施工方法が確定する前は、共通部分や試掘・調査など、必要最低限の施工計画書とします。
- 施工体制や施工方法が決定した後で、個別の施工計画書を整理すると、効率的に作成できます。この時、全体の体系(個別計画書とする範囲等)と、その提出予定時期を整理すると分かりやすくなります。
- 設計照査は、ガイドラインに基づき、事前にチェックリストを用いて実施し、全体計画を立案し、今後の設計変更の見通しを立てます。
- 設計照査の結果、施工条件や諸元に不足がある場合は、設計の考え方について発注者に確認を行います。
- 共通仕様書に記載のない施工管理項目については、監督員と協議のうえ定めます。
- 照明灯工事において仕様等の定めがない場合は、発注者と協議し、国交省仕様を参考に、変更施工計画書に記載します。
- メーカーごとに仕様の異なる材料については、各仕様ごとに具体的な施工方法を記載します。
- 施工承諾で工事を行う場合は、施工承諾書に加え、施工計画書を変更し、施工方法や管理項目を記載します。
- 過積載の防止については、ダンプトラックの管理・対策を具体的に記載します。
- 騒音規制法により、工業専用地域を除く都市計画区域では、ハンドハンマ(電動ピック含む)の使用であっても届出対象となる場合があります。
- 化学物質を扱う作業では、リスクアセスメントを実施し、日常の安全管理へ反映させます。
- スクールゾーン内での工事では、登下校時の安全確保に留意し、保安施設により作業帯を明確に区分します。また、工事関係者には事前に周知徹底を行います。
- 掘削する深さが 1.5m を越える場合には、原則として土留工を施します。1.5m 未満であっても安全に掘削できない場合には土留めを設置します。
- 新技術の活用の評価では、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、活用効果調査表、新技術活用計画書・実施報告書等を確認します。
- 監督員へ提示する書類は、適切な時期・頻度で、監督員による施工プロセスチェックが必要です。
- 総合評価Ⅰにおいては、配置者の設置に関して「総合評価落札方式(技術提案等)履行計画書・履行確認調書」を提出します。

【出来形に関すること】

- 出来形管理では、写真と測定結果、出来形図、求積図の寸法が一致し、施工計画書の社内規格値内で適切に管理されていることを確認します。
- 不可視となる出来形部分は、全景、近接(0、目盛)等に注意して撮影します。
- 求積図は、出来高を確認するための図面であり、出来形図とは異なります。
- 排水構造物の基準高管理は、天端高ではなく、管底高で行います。特に自由勾配側溝は、インバートで管底高が変わるため、必ず計測します。

- 当該工事に適した社内検査の内容・頻度を計画し、社内検査での指摘事項を速やかに是正・手直しするといった自主的な施工管理の徹底が、品質の向上につながります。

【品質に関すること】

- 暑中・寒中コンクリート打設など厳しい気性条件下では、施工計画書に対策事項等を記載し、現場で確実に実施することで品質を確保します。
- 現場養生のコンクリート供試体は、厳しい気象条件下ほど重要になるため、現場と同条件で保管・養生します。
- 重要なコンクリート構造物等(品質管理基準参照)では、テストハンマー(強度推定調査)や、ひび割れ調査を実施します。
- 舗装工では、適切な締固めを行い、品質と耐久性を確保するため、施工現場に最大乾燥密度、修正CBR、基準密度の数値を明示するなどして管理を徹底します。
- プライムコート散布後の養生砂の散布は、交通開放の有無等の施工条件を考慮の上、その必要性を適切に判断し、散布の要否を決定します。
- アスファルト舗装は、各層に施工を分けたことが分かるように記録します。
- アスファルト舗装の継目は、縦15cm以上、横1m以上ずらし、クラック防止シートで代替する場合は、工事打合せ簿により承諾・変更協議します。
- アスファルト舗装の接合面には、瀝青材(製造60日以内のもの)を薄く塗布します。
- アスファルト舗装の必須の温度管理項目は、出荷時が試験成績表等による確認で、初期転圧前が午前・午後各2回(110℃以上)の測定です。
- アスファルト舗装では、気温5度以下で施工する場合には、監督員の承諾が必要であり、施工計画書に具体策を記載し、現場での管理を徹底するといった対策を講じます。
- 排水構造物等の基礎工では、プレキャスト基礎を使用する場合、構造物と基礎との目地をずらして施工します。
- 使用材料の空袋確認は、搬入時と使用後の袋を撮影し、黒板に設計量との比較を記載します。
- 材料は、品質規格証明書に記載された保管条件を遵守します。

【省力化に関すること】

- 使用材料は、品質証明資料等を作成しますが、提示が基本です。提出は、設計図書等で提出を定められている(共通仕様書に提出するとされている)材料に限られます。
- 段階確認・立会では、監督員が臨場した写真ではなく、測定記録等を残します。
- 工事履行報告書は、2,000万円未満や100日未満等の工事は提出を省略可能です。
- 下請負人通知書は、1次下請けの建設業を営む者のみを対象としており、警備や2次下請は記載が不要です。
- 出来形管理図表等は、5点以上の場合に作成しますが、5点未満の場合は作成不要です。ただし、起終点を含めた点数となるため注意します。
- コンクリート打設において、例えば小規模工種の場合など、レミコン工場の品質証明書等のみとすることができると、塩化物総量規制、コンクリートの圧縮強度試験、スランプ試験、空気量測定が省略できる条件があります。
- 現場打ちからプレキャスト2次製品に施工承諾した場合は、出来形管理基準で省略できる項目があるため、変更施工計画書に省略することを記載します。
- 建設機械の写真は、監督員の施工プロセスチェックで確認するため、撮影及び提出が不要です。

- 工事写真は、撮影頻度ではなく提出頻度でとりまとめ、検査時には撮影頻度の写真をすぐに提示できる体制を整えます。
- 品質規格証明書に寸法図がある材料(2次製品等)は、寸法の撮影・提出は不要です。作業状況写真として、撮影した材検状況を提出します。

(2) 建築工事

【工事実施状況に関すること】

- 工事書類最適化の試行の取り組みで事前協議した工事書類最適化一覧表(営繕工事編)を参照し、書類の作成や提出をします。また、事前に提出済み書類の写しや提出を迷う書類については、あらかじめ監督員と確認し、不要書類の作成や提出をしないようにします。
- 施工計画書は全ての工種について記載し、必要に応じて材料承諾、技能士資格を確認できる書面を添付します。
- 外壁等劣化補修の施工計画書では、ひび割れ幅が不均一な場合や、ひび割れが出隅部分にある場合の数量調査方法を、監督員に確認したうえで明確に記載します。
- 工種別施工計画書を提出する時期は、当該工事着手前であり、施工プロセスチェックリスト(営繕工事)により監督員が確認します。
- 設計変更通知を受け、新たに追加された工種についても、施工計画書や作業要領書等を作成し、監督員の承諾を得た上で施工します。
- 同じメーカーで同じ種類や性能の材料であっても、材料承諾を得た材料と異なる材料を使う場合はあらかじめ材料承諾を得ます。
- 下請負業者については、下請負人通知書、施工体系図、施工体制台帳、建設業退職金共済証紙配布状況総括表の整合性を確保します。
- 打合せ記録は当該工事で情報共有するだけでなく、別工事での改善点などとして利用できます。
- 総合評価落札方式(技術提案等)による場合は、履行計画書・履行確認調書を提出します。
- 完成図には、設計変更の内容及び完成時の内容を反映します。
- 建築工事の一部として道路法第 24 条工事を施工する場合は、工事承認条件にある道路管理者の完了検査に合格してから建築工事の完成となります。

【出来形に関すること】

- 塗装工事の単位必要数量は、公共建築(改修)工事標準仕様書の塗付け量にはロスを含んでいないため、メーカー仕様の使用量(ロスを含む)を適用します。また、使用数量計算・受入検査数量・使用量確認(空缶確認)・出荷証明書の整合性を確保します。
- 解体工事において、既存杭の撤去(引抜)は、全ての数量が確認できるように写真管理します。
- 施工計画書に記載した管理基準に照らし、計測結果の記録や写真を添付します。

【品質に関すること】

- 塗装工事などの可使用期間や工程間隔時間などの時間的な制約を受ける材料の施工については、材料受け入れ時の有効期間の確認や施工時の間隔時間の確保が分かるように写真管理します。また、施工時の温度や湿度の制約がある場合も、同様に管理します。
- 外部に面するシーリング材は、特記仕様がある場合を除き、原則として、簡易接着性試験などの接着性試験を行ってから施工します。

【出来ばえに関すること】

- 外部建具の施錠の方法は、高齢者等でも容易に操作できる仕様を選定します。
- 設計図書に外構の舗装路面レベルなどの仕様が明記されていない場合でも、雨水排水がスムーズにできるように勾配等に配慮して施工(事前の監督員協議含む)します。

(3) 電気設備工事

【工事实施状況に関すること】

- 完成図書として作成する完成図、機器完成図、試験成績書などは、設計変更の内容が反映されているかを提出前に確認します。
- 施工体制台帳には、全ての下請契約書(注文書・注文請書)を綴じるとともに、法定福利費が明示された見積書などを用いて、下請金額が適正価格であることを確認します。
- 下請負人に対しては、再下請負通知書を元請負人へ書面で提出する旨を通知し、工事現場の見やすい場所に掲示します。
- 現場の状況により、施工計画書に記載された施工方法と異なる工法で施工せざるを得ない場合は、個別に監督員に確認を受けます。
- 使用材料の承諾を受ける際には、外灯ポールの強度計算書やアンテナマストの風圧荷重計算書など、基準を満たしていることを確認できる資料と添付します。
- アスベスト含有建材を扱う作業では、規模の大小にかかわらず作業計画書にて石綿作業主任者を選任し、適切に施工・処分を行います。
- 産業廃棄物を自社で運搬する場合は、産業廃棄物運搬車である旨を車体の両側面に表示します。
- 総合評価一般競争入札で受注した工事では、履行計画書及び履行確認書を発注者へ提出し、入札時に提出した技術提案等が反映されていることの確認を受けます。

【出来形に関すること】

- プルボックスやハンドホールなどの要所のケーブルには、表示札を取り付けて回路の種別・行先などを表示します。
- 接地極の埋設深さやポール用基礎に敷く砕石の厚さなど、完成時に見えなくなる箇所は工事写真などで記録します。

【品質に関すること】

- 照度測定を行う際には、施設の特性や用途を考慮する必要がある場合は事前に監督員と協議し、測定箇所や高さを決定します。
- 絶縁抵抗測定では、測定電圧や抵抗値の基準は設計図書で指定された数値に基づいて実施します。

(4) 機械設備工事

【工事实施状況に関すること】

- 機械設備工事に付帯するあと施工アンカー、アスベスト飛散防止処理、アスファルト舗装などの対象工種がある場合は、品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別施工計画書を作成し、監督員の承諾を受けます。
- 工事写真について、営繕工事写真撮影要領に基づき、施工状況や品質管理状況が確認できるように撮影し、整理を行います。特にパイプシャフト内、天井内等のいんぺい部や地中埋設部等の不可視となる部分の施工状況等については時期を失しないように撮影します。

- 機器据付用アンカーボルトについて、耐震計算書やアンカーメーカーの施工要領に基づいた施工状況（ボルトの径や長さ・穿孔深さ・埋込深さ等）、ボルトの締付トルク管理や引張試験状況が写真や報告書で確認できるようにします。
- 外壁の地中部分で水密を要する部分のスリーブと貫通する配管のすきまにはバックアップ材等を充填し、その施工状況が確認できるように工事写真に記録します。
- 異種金属（イオン化傾向が大きく異なる場合）の配管や機器等を接続する箇所には、ガルバニック腐食を生じさせないために絶縁継手を使用し、材料検収や施工状況が確認できるように工事写真に記録します。
- 防火区画等を配管が貫通する場合は、その隙間をモルタル又はロックウール保温材で充填する。または建築基準法に適合する工法で施工し、その状況が確認できるように工事写真に記録します。

【出来形に関すること】

- 配管やダクトの施工において、吊り及び形鋼振れ止め支持の間隔が仕様基準値を満たしていることを確認できるように、支持間隔を計測している状況及び計測値が明確に分かるよう工事写真に記録します。
- 排水管等の施工においては、勾配が仕様基準値を満たしていることを確認できるように、勾配測定を実施している状況及び計測値が明確に分かるよう工事写真に記録します。
- 機器の設置を天井から吊りボルトで行う場合で、ボルトの鉛直吊り長さが 25cm を超える場合は、仕様で定める施工要領に基づき機器の振れ止めを施し、その状況が確認できるように工事写真に記録します。

【品質に関すること】

- 機材の検収において、機器は規格や銘板、管材等は規格（表示マーク、種別、口径）により品質が確認できるようにします。梱包されているものは開梱して現物を確認するようにします。なお、同一規格品が複数ある場合は抽出して確認します。
- 施工検査試験や試運転調整等の結果を記録する際には、仕様書及び施工計画書等において定めた実施要領や基準値を明示し、実施範囲及び試験調整結果の良否判定が明確になるようにとりまとめます。
- 総合試験等において使用する計測機器は、定期的に点検校正されたものを使用します。